

船橋市下水道事業損失補償審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 船橋市下水道事業施行に伴い、第三者へ及ぼした被害に係る損失補償を適正に処理するため、船橋市下水道事業損失補償審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は関係課長の諮問に応じ次の事項を審議する。

- （1）補償の認定に関すること。
- （2）補償額の決定に関すること。
- （3）補償責任区分、負担割合に関すること。
- （4）その他委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

2 委員会に付議する事案は次に掲げる事案とする。

- （1）補償見積額が1件500万円を超える補償
- （2）特別な補償（船橋市下水道事業損失補償要綱第3条第3号に定めるもの）

（委員会の構成）

第3条 委員会の委員は次の職にある者をもってこれにあたる。

- （1）下水道部長
- （2）下水道総務課長
- （3）下水道建設課長
- （4）下水道施設課長

2 委員長は下水道部長をもってこれにあたる。

（委員会の開催）

第4条 委員会は必要のつど委員長が開催する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。
- 3 委員会において必要と認めた場合は、委員以外の出席を求めることができる。

（稟議）

第5条 緊急を要し会議の開催が困難な場合は、委員長の承認を得て、諮問事項を稟議することによって委員会の審議に代えることができる。

（手続）

第6条 関係課長は委員会に諮問すべき事項があるときは、その案件の要旨を記載のうえ

必要書類を添付し、委員長に提出しなければならない。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は下水道建設課において行うものとする。

（雑則）

第8条 この要綱で定めなき事項は、委員会において定める。

附則

（施行期日）

この要綱は平成5年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は平成23年4月1日から施行する。